

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和5年6月6日 第13号 |
| 件 名 | 「陳情」を「請願」同様に審査することを検討する よう求める請願 |
| 請 願 者 | 文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里 |
| 紹 介 議 員 | 千 田 恵美子 |
| 請願の要旨 | 次 頁 の と お り |
| 付託委員会 | 議 会 運 営 委 員 会 |

請願理由

文京区は、「文の京」自治基本条例を制定し、自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第23条に於いて、「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と、「区民参加と活性化」について定めているものの、「請願」と「陳情」を明確に区別し、現状、「陳情」は「請願」同様に審査することをしていません。

しかし、東京都23区だけを見ても、約7割を占める16の区議会において、受理した「陳情」は「請願」と同様に審査しており、「陳情」を「請願」同様に明確に審査していないとしているのは文京区を含め、3区しかありません。区民から見れば、これでは「協働・協治」の理念を蔑ろにしているとしか思えず、いつまで経っても真の意味における「協働・協治」は実現しないと憂慮せざるを得ません。

そこで貴議会に対し、以下の請願をいたします。

請願事項

- 1 文京区議会においても、受理した「陳情」についても「請願」同様の審査に道を拓く何らかの仕組みや制度等を検討してください。